

## だい けいかく すいしんかんり 第5 計画の推進管理

### 1 制度の円滑な推進

- 国及び市町村との連携のもとに、この計画の着実な推進により、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく制度の円滑な運営が図られるとともに、市町村が作成した障害福祉計画等に基づき各市町村が主体的、計画的にその推進を図ることができるよう障がい福祉計画等圏域連絡協議会を通じた支援に努めます。
- 障がい福祉施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の意見の反映や、ニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。  
また、施策の推進にあたっては、関係する協議会や審議会等との連携を図りながらその展開に努めます。
- 障害者総合支援法や児童福祉法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされたことから、P D C Aサイクルを導入します。

### 2 計画の推進管理

- 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などの成果目標の達成状況、「第4 計画推進のための具体的な取組」に関する推進上の課題等について、分析、評価し、わかりやすくその情報を地域に提供しながら、意見聴取を行なうなどして、「北海道障がい者施策推進審議会」に、進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めます。
- 「地域生活」を始めた障がいのある人の生活実態やサービス利用希望の実態把握に努め、地域における関係機関の連携体制強化や次期計画への反映に努めます。
- 北海道障がい者条例に基づく北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会の積極的な活用など、雇用、教育、経済、建設など関連する部局による横断的な施策の検討を進めます。
- 計画に定める事項について、定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、計画の変更などの措置を行うこととします。  
また、評価などについては、「北海道障がい者施策推進審議会」などにより行うこととします。

図20 【P D C Aサイクル】

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

（P D C Aサイクルイメージ）

